

横浜市敬老特別乗車証条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

「横浜市敬老特別乗車証条例」の一部改正に伴い、当該条例に必要な事項を定めるため、「横浜市敬老特別乗車証条例施行規則」の一部改正を予定しております。

2 改正案の概要

改正項目	規則	改正の概要
地域交通への適用	第2条	条例第2条の乗車証による交通機関の利用等の改正に伴い、区域運行にも拡大するため、「区域」を追加します。
	第2条の2 (新設)	区間又は区域は横浜市地域公共交通会議で同意されたものとする規定を追加します。
	第3条	地域交通の運送事業者の範囲を拡大するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条の許可を受け、かつ、同法第9条第4項による届出をした者又は同法第21条第2号の許可を受けた者を規定します。
運転免許証の返納による負担金免除	第5条第3項 (新設)	免許返納後の外出を支援することを目的に、条例第5条の2第2項における、負担額の免除を受けて乗車証の交付を受けようとする者の申請期間について、免許の返納をした日から同日以後2回目に到来する乗車証の有効期間の末日までとする規定を追加します。また、ただし書きで、期間内に申請を行うことができない特殊の事情があると市長が認める場合はこの限りでないとする例外規定を設けます。

3 施行予定日

令和7年10月1日